

---

## 指定解除の概要(平成18年1月31日時点)

---

### 神戸市立御影工業高等学校跡地における 土壌汚染対策法による指定区域の指定の解除について

---

#### 1. 概要

- (1) 神戸市立御影工業高等学校跡地（東灘区御影中町3丁目998番1、998番3跡地面積：25,857m<sup>2</sup>）にて跡地を管理する教育委員会事務局が土壌汚染対策法（以下、「法」という）第3条に基づく土壌汚染状況調査を行ったところ、鉛の含有量について法の指定基準値を超過した（最大400mg/kg、指定基準値150mg/kgの約2.7倍）。
- (2) 同調査報告を受け、鉛の含有量が指定基準値を超過した区画を、法第5条に基づく指定区域として平成17年11月15日に指定した（神戸市域での指定は2例目になる）。
- (3) 本課は土壌汚染対策工事が適正に行われるよう指導し、その後、教育委員会事務局により汚染土壌は全量掘削除去され、産業廃棄物管理型処分場に搬出された。
- (4) 平成18年1月26日に教育委員会事務局より土壌汚染対策工事完了について報告を受け、当該工事により指定区域内の特定有害物質が適正に除去されたと認めるため、法第5条に基づき本日付けで当該指定区域の指定を解除した。

#### 2. 指定区域内の土壌汚染対策工事内容

- (1) 基準超過物質：  
鉛（含有量） 最大400mg/kg（指定基準値150mg/kgの約2.7倍）
- (2) 汚染面積：44m<sup>2</sup>
- (3) 対策深度：G L - 1.5m
- (4) 対策土量：72.6m<sup>3</sup>
- (5) 対策方法：  
汚染土壌を全量掘削除去し、産業廃棄物管理型処分場に搬出した。  
埋め戻し土は、指定基準値以下であることを確認した土壌を利用した。
- (6) 対策期間：平成18年1月10日～1月25日

## 資料1：これまでの経緯

- (1) 昭和38年3月 神戸大学御影分校として使用していた土地を、国より購入。
- (2) 昭和38年4月 神戸市立御影工業高等学校として使用開始。
- (3) 平成16年3月31日 工業高校の統合に伴い、御影工業高等学校は中央区脇浜町に移転。移転後の跡地は未利用で、教育委員会事務局が管理している。
- (4) 平成17年11月10日 教育委員会事務局から本課に、土壤調査結果報告書を提出。
- (5) 平成17年11月15日 法第5条に基づく指定区域の指定。
- (6) 平成17年12月20日 教育委員会事務局から本課に、法第9条に基づく土地の形質の変更届出書を提出。
- (7) 平成18年1月26日 教育委員会事務局から本課に、土壤汚染対策工事完了報告書を提出。
- (8) 平成18年1月31日 法第5条に基づく指定区域の指定の解除。

## 資料2：用語解説

### 土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壤調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壤汚染が判明し場合には必要な措置を講じること等を定めている。

### 指定区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過している場合、市長は指定基準を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壤汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除される。

### 含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。カドミウム、鉛、水銀などの重金属等9物質について設定されている。含有量基準は、長期的な影響をもとに設定されたものであり、したがって基準を少し超えた汚染土壤を摂食することにより、直ちに中毒（腹痛、頭痛、吐気、嘔吐等）を生じるということはない。また急性中毒は、鉛の短時間大量曝露によって起きるが、非常に少ない。

### 溶出量基準

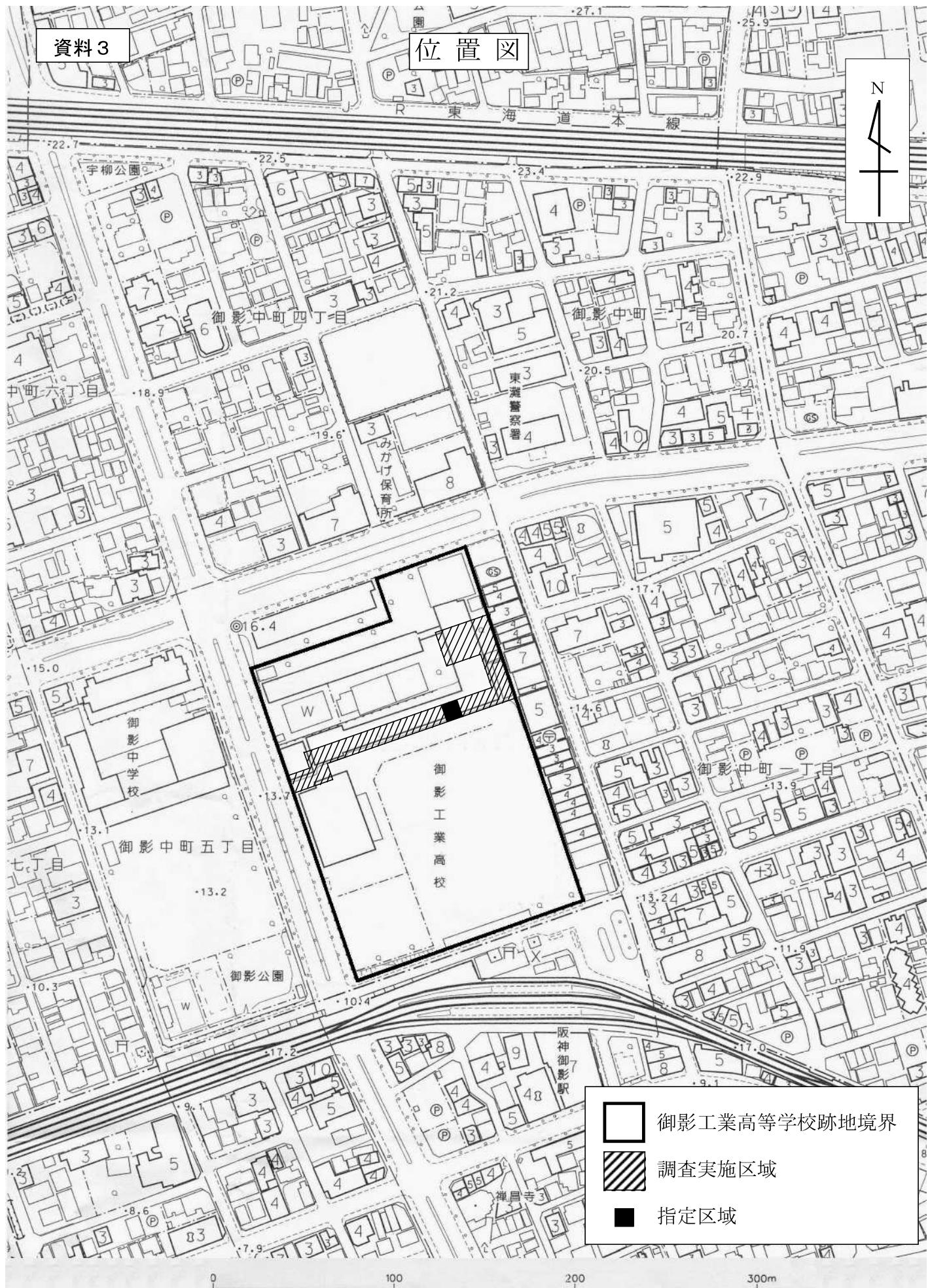
地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

### 鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料など、様々な用途で使用されている。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15～30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

資料3

位置図



0 100 200 300m

#### 資料4：土壤、地下水汚染に係る基準

分類	特定有害物質の種類 (25物質)	土壤汚染対策法に基づく指定基準		地下水環境基準
		溶出量基準	含有量基準	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—	0.002mg/L 以下
	1, 2-ジクロエタン	0.004mg/L 以下	—	0.004mg/L 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	0.04mg/L 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	—	0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—	0.01mg/L 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	1mg/L 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—	0.03mg/L 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—	0.01mg/L 以下
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
	シアノ化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアノとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005mg/L 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下	水銀が 0.0005mg/L 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	ふつ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下	—	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	—	0.006mg/L 以下
PCB	検出されないこと	—	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

※検出されないことは、定められた方法によって測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。